私たちの

企業年金基金 だより

日生協企業年金基金





世界遣産

シェーンブルン宮殿と庭園群(オーストリア)

18世紀半ばに完成した、オーストリアの首都ウィーンに建つシェーンブルン宮殿。 ヨーロッパ全土に絶大な権力を誇ったハプスブルク家の離宮として利用され、動物園や 大温室を備えた幾何学的配置の美しい庭園と共に、1996年に文化遺産に登録された。 6歳のモーツァルトが御前演奏した部屋など1400室以上もの部屋がある。

第56回理事会・第34回代議員会報告

2023年2月14日に第56回理事会・第34回代議員会を開催し、すべての議案について、承認をいただきました。

〇規約変更

• 事業所の削除、第2制度の実施、加入者資格範囲の限定、労働協約等の変更に伴う規定内容の変更等を行いました。

〇規程変更

• 文書取扱規程

電子データも含めた取扱いとすること、文書保存期限を簡略化することを内容とした変更を行いました。

- ○2023年度事業計画及び業務経理予算決定の件(2023年度事業計画は下欄)
- ○2023年度資産運用方針・資産額の変更等
 - 関連報告: 2023年度付与利率(加入中に付与される利率)は、1.0%
- 〇新給付事務の導入状況に関する報告及び旧制度対象者の手続き再案内漏れのお詫びとご報告

- ○2023年度理事会及び代議員会開催日程の報告
 - 理事会 2023年7月19日(水)、2023年11月22日(水)、2024年2月14日(水)
 - •代議員会 2023年7月19日(水)、2024年2月14日(水)
- 〇事業運営状況報告

※ 資産運用関係の詳細はP6~7参照

2023年度事業計画

(1)新給付請求事務

①未請求者のモニタリングを強化し、新事務の安定運用を図ります。

(2)制度運営

- ①業務の透明性と適正化を図るため、監事並びに監査法人による監査を実施します。
- ②理事会並びに代議員会の会議運営を適切に行うと共に、第11期代議員等の選挙及び選定を滞りなく実施します。
- ③事業所との連携を強化するため、法律改正等の情報提供や加入者記録の管理状況の確認などを実施します。

(3)システム

- ①未払金マスタ要件の文書化・資格取得喪失明細DB及び加入者明細DBの新設、旧制度管理データの再整理を実施します。
- ②業務課においては、基金が保有する加入者情報を企業年金プラットホームへ提供するためのシステム開発(要件定義)を実施します。
 - ※「企業年金プラットホーム」は、iDeCoの拠出限度額管理のために企業年金連合会が構築するもので、2024年 12月に本稼働予定です。
- ③総務課においては、経理事務の電子処理について調査・研究を進め、給与システム及び勤怠管理システムの改修等 を検討します。

(4)業務活動

- ①給付請求手続きに関して、請求書類の改善や案内督促の推進など、正確・丁寧・迅速な事務処理に努めます。
- ②加入者等への広報活動として新たに開始した「基金コラム」を、定期的に発行して基金の認知度向上を図ります。
- ③新給付請求事務を進める上で開発した加入員マスタNo.2や給付明細DB等の使用・分析マニュアルを整備するとともに、予算作成用基礎数値等の算出方法及び結果の共有化を図るなど、適切な記録管理に努めます。

第11期代議員等の選挙日程について

第10期代議員等の任期が、2023年7月15日をもって満了することに伴い、第11期代議員等の選挙及び選定を行います。(任期は2年)

	選挙開催日	定数	選挙
代議員	2023年6月21日	42人(互選、選定各21人)	互選代議員は加入者の中から選挙、選定代議員は事業主が選定します。
理事	2023年6月30日	20人(互選、選定各10人)	互選代議員、選定代議員の中からそれぞれ選挙します。
理事長	2023年7月10日	1人	選定理事の中から理事が選挙します。
監 事	2023年7月19日	2人(互選、選定各1人)	互選代議員、選定代議員の中からそれぞれ選挙します。

基金の現況 2023年1月末

事業所数(件)

第1制度	392
第2制度	198

加入者数(人)

	男子	女 子	計
第1制度	26,699	23,164	49,863
第2制度	11,363	4,333	15,696

平均掛金月額(円)

	男 子	女 子	計
第1制度	4,324	3,290	3,844
第2制度	14,624	12,227	13,977

[※]第1制度は平均標準給与月額に1.2%を乗じて算出しています。

年金受給者数(人)

	男 子	女 子	計
第1制度	1,403	1,468	2,871
第2制度	293	79	372

年金給付(件数:人、金額:千円)

		第1制度	第2制度	
老齢給付金	件数	1,381	361	
20 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	金 額	334,807	183,305	
5年年金	件数	457	72	
344亜	金 額	165,070	42,790	
10年年春	件数	687	143	
10年年金	金額	143,159	68,247	
15年年金	件数		50	
15十十五	金額		29,677	
20年年金	件数	237	96	
20千千並	金額	26,577	42,589	
第一経過年金	件数	876		
另一 <u></u> 程迥千玉	金額	12,328		
第二経過年金	件数	161		
另一社四十五	金額	30,758		
旧加算年金	件数	933		
口 加 昇 平 並	金 額	96,528		
他制度から	件数		11	
承継した年金	金 額		9,019	

一時金給付(件数:人、金額:千円)

[自2022年4月 至2023年1月]

		第1制度	第2制度
1147B 11+ V	件数	1,586	422
脱退一時金	金額	541,608	330,845
常也 吐人	件数	479	315
選択一時金	金額	923,426	2,225,949
遺族給付金	件数	40	14
退跌桁刊壶	金額	61,549	110,884
笠 奴児 吐入	件数	97	
第一経過一時金	金額	5,650	
他制度から	件数		0
承継した一時金	金 額		0

[※]基金からの一時金は、請求書等に不備が無ければ請求書等が 基金に届いてから1ヵ月以内にお支払しています。

給付の繰下(件数:人、金額:千円)

[自2022年4月 至2023年1月]

		第 1 制度	第2制度	
编 下		件数	52	16
繰	Г	金 額	78,727	92,775

他の年金制度への移換(件数:人、金額:千円)

[自2022年4月 至2023年1月]

		第 1 制 度	第 2 制 度
^* ~ ^ ~ ~ ^ ~ ~ ^ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	件数	92	19
企業年金連合会	金額	40,551	30,901
確定給付企業年金	件数	2	1
唯化結內正未平並	金額	1,288	1,222
厚生年金基金	件数	0	0
净土 + 並	金額	0	0
確定拠出年金	件数	6	1
(企業型)	金額	2,757	8
国民年金基金連合会	件数	22	6
(iDeCo)	金 額	11,757	5,243

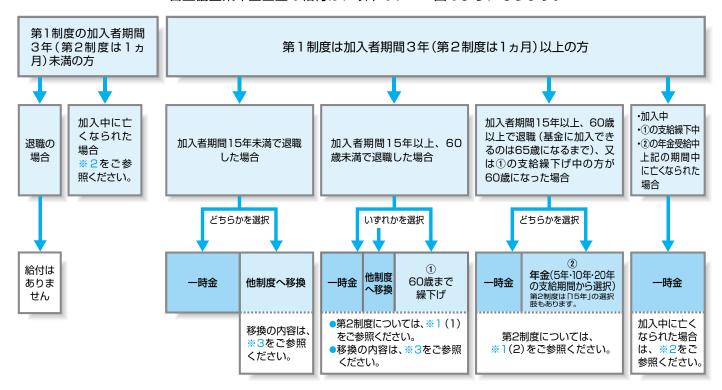
福祉給付(件数:人、金額:千円)

[自2022年4月 至2023年1月]

T-784	件数	28
死亡弔慰金	金額	840

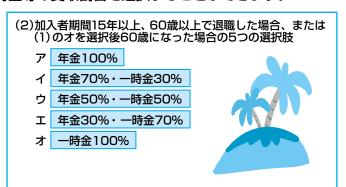
日生協企業年金基金からの給付

日生協企業年金基金の給付は、以下のフロー図のようになります。



※1 第2制度では、加入者期間15年以上の場合、一時金等の受取割合を選択することができます。





※2 加入中に亡くなられた場合、死亡弔慰金(一律30,000円)をご遺族に支給します。
死亡弔慰金は第1制度と第2制度の両制度に加入されている場合であっても1回の支給となります。

※3 他制度への移換について

○ 加入者期間が第1制度は3年以上(第2制度は1ヵ月以上)の方(加入者期間15年以上かつ60歳以上の方を除く)は脱退一時金相当額を、転職先の年金制度等に持ち込むことができます。

退職後の状況によって、持ち込み先は右のようになっています。

- 移換の申出の期限は資格喪失日から1年が経過する日までになります。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、資格喪失日から1年が経過する日または厚生年金基金の資格取得日から3ヵ月を経過する日のいずれか早い日になりますのでご注意ください。
- 第2制度に加入されている方は、第1制度分と第2制度分を併せて移換します。
- *1 再就職先の企業年金制度の規約で、確定給付企業年金から一時金相当額を受け入れることが規定されている場合に移換できます。
- *2 再就職先が確定拠出年金制度を実施している場合、規約で国民年金基金連合会(iDeCo)同時加入を認めている必要があります。



【加入者期間が15年以上60歳以上の方が退職された場合の給付】

老齢給付金(5年年金、10年年金、20年年金から選択)または選択一時金を受けられます。 ※第2制度は「15年年金」の選択肢もあります。

事例1

:加入者期間26年(312ヵ月)、加入中の付与利率1.0%、年金換算率の基準利率1.0%を使用するものと 仮定して計算します。

[給付例1-1](第1制度)

掛金月額を4,920円(標準報酬41万円×1.2%)とした場合、退職時の仮想口座残高は、1,752,518円(掛金1,535,040円、利息217,478円)になります。

- ・一時金額は、1,752,600円になります。
- ・年金額は、

5年年金の場合 年額 359,600円 10年年金の場合 年額 184,300円

20年年金の場合 年額 96,800円になります。

[給付例1-2](第2制度)

掛金月額を15,000円とした場合、退職時の仮想 口座残高は、5,342,980円(掛金4,680,000円、利息 662,980円)になります。

- ※一時金または年金100%を選択した場合
- ・一時金額は、5,343,000円になります。
- ・年金額は、

5年年金の場合 年額 1,096,300円

10年年金の場合 年額 561,800円

15年年金の場合 年額 383,800円

20年年金の場合 年額 294,900円になります。

○第2制度の場合、年金と一時金の受取割合を選択 することができます。前ページをご参照ください。

※一時金額、年金の年額は100円未満を切り上げます。

【加入者期間が3年以上(第2制度は1ヵ月以上)15年未満の方が退職された場合の給付】

脱退一時金を受けられます。

事例2)

:加入者期間10年(120ヵ月)、加入中の付与利率1.0%とします。

[給付例2-1](第1制度)

掛金月額2,400円 (標準報酬20万円×1.2%)と仮定すると、退職時の仮想口座残高は、302,865円 (掛金288,000円、利息14,865円)になります。

・一時金額は、302.900円になります。

[給付例2-2] (第2制度)

掛金月額15,000円と仮定すると、退職時の仮想口 座残高は、1,892,851円(掛金1,800,000円、利息92,851 円) になります。

・一時金額は、1,892,900円になります。

※一時金額は100円未満を切り上げます。

※他制度へ移換する場合、第1制度と第2制度の両制度に加入している方は、両制度併せて行います。

【万が一、亡くなられた場合には】

次の場合に、ご遺族に一時金を支給します。

- ・加入者期間が第1制度は3年以上(第2制度は 1_{7} 月以上)ある方が基金加入中に亡くなられた場合
- ・加入者期間が第1制度は3年以上(第2制度は1ヵ月以上)ある方で給付請求手続き前に亡くなられた場合
- ・加入者期間15年以上ある方が退職した後、一時金の支給を繰下げ中に亡くなられた場合
- ・年金受給開始後、支給期間を経過する前に亡くなられた場合
- ※加入中の方が亡くなられた場合は、死亡弔慰金(一律30,000円)をご遺族に支給します。

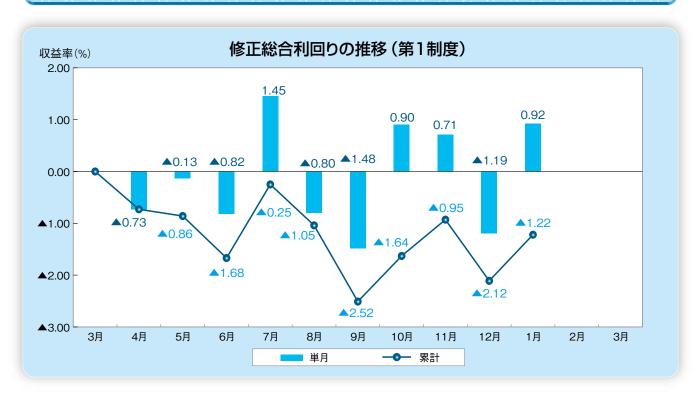


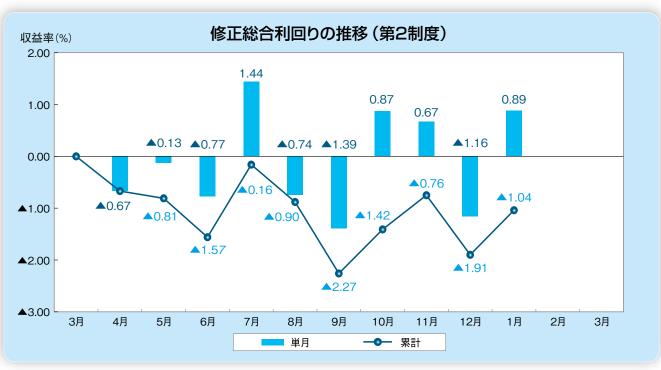
基金を脱退されたときは、忘れずに給付請求手続きをお願いします!

基金を脱退された場合、加入期間3年以上(第2制度は1カ月以上)の方は、給付の支給対象となります。事業 所もしくは基金からの案内に沿って必ず給付の請求手続きをお願いします。

給付に関する問い合わせ先:給付請求手続専用フリーダイヤル0120-604-608

資産運用報告(2022年4月~2023年1月)





2022年度(2022年4月-2023年1月)資産運用概況

2022年を通して欧米でのインフレ進行やその対応としての諸外国中央銀行による金融引き締めが進められた結果、金利上昇(債券価格下落)、株価下落が持続しています。運用環境の不透明感の高止まりが続く中、2022年末近くになって日銀においても金融引き締めの動きが見られ金融市場の変動性が高まるなど、引き続き厳しい運用情勢となっています。

2023年1月度までの運用実績としては、マイナス実績に留まっていますが、下振れ抑制に引き続き注力しつつ、安定的な運用管理に努めてまいります。

第56回理事会・第34回代議員会 での確認事項 「資産運用関連」

1. 2022年度資産運用管理の取り組み

2022年度課題のポイントとして挙げていた、「『インカム性資産』を第4期政策的資産構成割合まで積み上げる」「収益補完資産での対応検討」について取り組んでまいりました。

また、「検討事項(実現を目指す事項)」として挙げていた「ESG、SDGsの取り組み検討」については、2023年度からのESG、SDGs関連投資の組み入れを確認しました。

2. 2023年度資産運用方針

- ①第4期政策的資産構成割合の維持と調整に努めます。
- ②第4期政策的資産構成割合に基づく資産運用管理により年平均2%の運用目標を達成します。
- ③第5期政策的資産構成割合を策定します。

3. 第5期政策的資産構成割合の策定

2023年度においては、次期の5年間(2024年度~2028年度) に適用する資産運用管理の考え方となる「第5期政策的資産構成割合」を策定します。

政策的資産構成割合の策定にあたっては、財政再計算と年金ALM分析(資産と負債の総合分析)を実施の上、資産 運用委員会を中心に検討を進めてまいります。

[資産運用委員会での主な議事内容]

当基金では、効果的な年金運用を目指して外部の有識者を含む「資産運用委員会」を理事長の諮問機関として 設置しています。

2022年9月~2023年1月までに実施した資産運用委員会の主な議事内容は次の通りです。

新たな運用の取り組みや2023年度に向けた課題等について検討を進めました。

■第61回資産運用委員会 (開催日:2022年9月9日) [対面及びWeb 会議システムによる開催]

[協議事項]

第1号 ESG、SDGs関連投資に関する調査報告及び新たな運用(みずほ信託銀行(パートナーズ))の組み入れに向けた 検討について

[報告事項]

第1号 2022年7月度までの資産運用実績報告

■第62回資産運用委員会 (開催日:2022年10月28日) 「対面及びWeb 会議システムによる開催]

[運用機関 運用内容ヒアリング]

ESG、SDGs関連投資に関する新たな運用組み入れ候補・みずほ信託銀行 (パートナーズ社運用)

[報告事項]

第1号 2022年9月度までの資産運用実績報告

■第63回資産運用委員会(開催日:2023年1月20日) 「対面及びWeb 会議システムによる開催]

[協議事項]

第1号 新規運用(みずほ信託銀行(パートナーズ))の組み入れについて

第2号 2023年度資産運用方針決定の件 - 関連報告: 2023年度付与利率について

[報告事項]

書面報告 2022年11月度までの資産運用と運用管理報告



日生協企業年金基金(DB)加入者の皆さまへ

2022年10月からiDeCo(個人型DC)のルールが変わりました



これまでは企業型DCの加入者がiDeCo(個人型DC)に加入することは、企業型DC規約に定めがない限りできませんでした。

2022年10月より法令が改正され、原則として企業型DC規約の定めがなくとも iDeCoの加入が可能となりました。

(加入要件:企業型DC掛金とiDeCo掛金が月払いであること。企業型DCのマッチング拠出を利用していないこと。)

2024年12月から法令がさらに変わります



2024年12月以降、i De Coの拠出限度額が変更され、55,000円からDB掛金相当額と企業型DC掛金額を差し引いた金額まで(上限2万円まで)拠出できるようになります。

※DB掛金相当額、企業型DC掛金額の水準により、iDeCo 拠出額が減少・停止となる場合があります。

日生協企業年金基金のDB掛金相当額は以下のとおりとなります。

加入している制度	DB掛金相当額
第1制度加入者	4,000円
第1、第2制度の両制度加入者	19,000円

当基金の制度のみ加入者がiDeCoに加入する(している)場合

第1制度加入者は、 55,000円-4,000円=51,000円

第1、第2制度の両制度加入者は、 55,000円-19,000円=36,000円

となるため、法定限度の20,000円がiDeCoの掛金限度額となります。

※基金のDB掛金相当額は5年に一度実施する基金財政再計算の際に算定し直すことになっています。今回ご案内する金額は2025年3月末までの適用となります。

2025年4月1日から適用される掛金相当額は、2025年2月の代議員会で決定した後に皆様にご案内します。

※なお、他のDB制度、企業型DC制度に加入している場合は、各々の掛金(相当)額を含めて計算する必要があります。詳しくは、所属している生協または制度を運営している信託銀行、生命保険会社等にお問い合わせをお願いします。

日生協企業年金基金の連絡先は、以下のとおりです。お電話のおかけ間違い等のないように十分ご注意ください。

日生協企業年金基金

発行日 2023年3月31日



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階 ☎03(3497)0881 FAX 03(3497)0882

給付請求手続専用フリーダイヤル0120-604-608(平日9:00~17:15)

https://www.nisseikyoukikin.jp/

🖳 ←E-mail:coopkikin@work.odn.ne.jp